中国による当市行政区域の尖閣諸島上空を含む防空識別圏の設定に対する意見書

去る11月23日、中国政府は、当市行政区域である尖閣諸島上空を含む「東シナ海防空識別区」を設定し、当該空域を飛行する民間航空機を含む全ての航空機に対して中国国防部の定める規則の適用を強制するとともに、これに従わない場合には中国軍による「防御的緊急措置」をとる旨を発表した。

中国側のこうした措置は、東シナ海周辺における現状を一方的に変更し、事態をエスカレートさせ、現場空海域において不測の事態を招きかねない極めて 危険なものである。

今回の中国の措置で、歴史的にも国際法上も我が国固有の領土である尖閣諸島上空が中国側の防空識別圏に設定されたことは、あたかも尖閣諸島を自国領であるかのように誇示する意図であり、我が国に対する主権の侵害であると同時に、当該海域で操業する漁業者の安心安全を脅かすものである。

また、当該空域は、多数の民間航空機の飛行ルートであり、国際法上の一般原則である公海上空における飛行の自由を不当に侵害しており、石垣空港を離発着する国際線が飛行する国際航空路が近接していることから、民間航空の秩序及び安全への影響の観点からも大きな問題である。

よって、当市議会は、中国による当市行政区域である尖閣諸島上空を含む防空識別圏の設定の即時撤回と当該空域を飛行する航空機及び漁業者の安全に必要な措置を講じることを政府に強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成 25 年 12 月 4 日

沖縄県石垣市議会

あて先

内閣総理大臣、内閣官房長官、外務大臣、国土交通大臣、防衛大臣、沖縄及び 北方対策担当大臣